

交 番 速 報

訪問購入(買取)に注意!!

1月31日、赤平市にお住まいの方の家に訪問購入業者が訪れ、物品の売却事実等を明らかにする書面を交付しないなど、法定の手続を履行しない取引が行われています。

訪問購入は、業者が消費者の自宅や職場を訪問して物品を購入する取引になりますが、消費者がトラブルに巻き込まれるケースも多く見られますので、トラブル防止のため、特に以下のことに注意しましょう。

トラブルに遭わないために

・いきなり訪問してきた業者は家に上げない

- 突然訪問して物品購入の働きかけなどを行うことは禁止されています。
- 電話などで事前に連絡があった場合でも、必要がないときにはきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。

・事前に買い取りを承諾した物品以外は売らず、家の中を探させない

- 消費者が買い取りを承諾した物品以外の物品について買い取ることは禁止されています。
- 承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付や身分確認を求めてください。

・売却後、8日間は物品を引き渡さない

- 消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができます。

札幌方面赤歌警察署

0125-32-0110